

## 課外活動における新型コロナウイルス感染拡大防止のための 対応について

本学の各課外活動団体（大学に届出のある非公認団体を含む）に所属する学生（以下「部員」という。）が、新型コロナウイルスに感染したおそれがある場合、あるいは感染した場合の対応については、次のとおりとする。

### I. 新型コロナウイルスに感染したおそれがある場合の対応

#### 1. 発熱等の風邪症状他、体調不良が見られるとき

①部員は、課外活動団体（以下「団体」という。）の代表者に連絡し、課外活動への参加は休止して、**外出を自粛**し、まずは**自宅での待機・療養**をしてください。その場合、神戸大学の「**感冒様症状者に係る届け出制度**」に従って、所属部局の教務学生担当係に報告をしてください。

また、**毎日、体温を測定（少なくとも朝夕2回）**し、体調とともに記録してください。

神戸大学の定める自宅療養期間は自宅待機を原則とし、登校・課外活動・アルバイト等をすることはできません。

症状に応じて、2.の対応を検討してください。

②部員から連絡を受けた団体の代表者は、直ちに、学生支援課（課外活動担当。以下同じ。）に報告をしてください。

#### 2. 次のいずれかの症状が見られるとき

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい者（\*1）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - \*1：糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある者、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者
- ・上記以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合（\*2）
  - \*2：4日以上症状が続く場合。症状には個人差がありますので、強い症状だと思う場合や解熱剤などを飲み続けなければならない場合を含みます。

部員は、「帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」という。）へ電話相談し、相談センターの指示に従ってください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

この場合、団体の代表者及び所属部局の教務学生担当係へ相談内容を報告してください。

#### 注意！

医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）を徹底してください。

### 3. 団体の代表者が部員から1. 及び2.により連絡を受けたとき

- ①団体の代表者は、各部員に外出を自粛させるとともに、症状に応じて1. 及び2. の対応を行うよう周知してください。
- ②団体の代表者は、不測の事態に備えて予め部員への緊急連絡網を作成し、連絡責任者を決めておいてください。
- ③団体の代表者は、連絡のあった部員の状況及び各部員への周知状況等について学生支援課に報告してください。

### 4. 複数の体調不良者から連絡があった場合

- ①団体の代表者は、各部員に直ちに課外活動を休止することを連絡するとともに学生支援課に報告してください。
- ②体調不良となった部員は、所属部局の教務学生担当係へ状況を報告してください。
- ③全員の自宅療養期間が経過するまでは、課外活動は休止してください。活動再開については、学生支援課に連絡の上、許可を取ってください。

## II. 新型コロナウイルスに感染した場合の対応

部員が、**新型コロナウイルスに感染したことが確認されたとき、または、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として特定されたとき**

- ①団体の代表者は、各部員に直ちに課外活動を休止することを連絡するとともに学生支援課に報告してください。
- ②感染者あるいは濃厚接触者となった部員は、所属部局の教務学生担当係へ状況を報告してください。
- ③感染者あるいは濃厚接触者となった部員は、保健所の指示に従ってください。
- ④感染者あるいは濃厚接触者との接触があった部員は、外出を自粛し、必要に応じてI. の1. 及び2. の対応を行ってください。
- ⑤集団感染が疑われる場合などには、保健所の調査が入る可能性があります。指示に従ってください。
- ⑥活動再開については、学生支援課に連絡の上、許可を取ってください。

**【参考】**

神戸大学の症状・自宅療養期間（令和2年8月7日現在）  
体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・  
臭覚異常・味覚異常 他）

登校・出勤を控える期間（翌日から数えて）

- ・ 症状が出現してから、8日を経過するまで、  
かつ
- ・ 薬剤を使わない状態で全ての症状がおさまり、3日を経過するまで

登校・出勤後も4週間はマスクの着用や毎朝の検温等体調を管理し、体調不良時は、登校・出勤しないようにしてください。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、治癒後、さらに1週間は自宅待機が必要です。

※部員の感染が確認された場合、当該感染の状況に照らし、当該団体以外の活動も一旦停止したうえで、所属する部員の健康状態を確認することがあります。